

大阪府

第3弾!

子ども食費 支援事業



大阪府広報担当
副知事もずやん



大阪府子ども食費支援事業(第3弾)申請案内

物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。

対象要件

申請日において大阪府に住所を有しており次のいずれかに該当する者

① 18歳以下の子ども

平成18年4月2日
以後に生まれた者

② 妊娠している者

申請日に妊娠している証明
(母子健康手帳等)が必要

給付までの流れ

インターネットによる申請

※申請手続者は保護者等

大阪府にて
申請内容の審査

給付決定後、
給付物品受取サイト
から申込

※お米PAYおおさか(お米クーポン)または
その他食料品のいずれかを選択

お米PAYおおさか
(お米クーポン)または
その他食料品の給付

手続きが簡略化される場合もあります。詳しくは、下記インターネット特設サイトを確認のうえお手続きください。

<https://osaka-kodomoshien.com>



申請・申込期間

◆ **申請受付期間** 令和6年6月3日(月)9:00 から 9月2日(月)23:59 まで
※郵送の場合は、当日消印有効

◆ **給付物品の申込期限および「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限**
令和6年10月31日(木)まで ※期日までに申込がなかった場合は、申込辞退とみなします。

お問い合わせ

大阪府子ども食費支援事業コールセンター

TEL:0120-479-208

【開設時間】 9:00~18:00(日祝日除く) < 申請期間終了後は平日のみ >

※オンライン申請に対応できない場合は、コールセンターまでご連絡ください。



大阪府子ども食費支援事業(第3弾)申請案内

物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。

- ◆ **申請受付期間** 令和6年6月3日(月)9:00 から 9月2日(月)23:59 まで
※郵送の場合は、当日消印有効
- ◆ **給付物品の申込期限および「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限**
令和6年10月31日(木)まで ※期日までに申込がなかった場合は、無効となります。

給付物品

A「お米PAYおおさか(お米クーポン)」または**B「その他食料品(食料品選択ページからお米または食料品を選択)」**
※いずれも税込5,000円相当分(送料を含む) ※お米PAYおおさか(お米クーポン)を使用できる対象は、白米、玄米、発芽米等の米(米の調理品、雑穀米は除く)に限ります。

給付対象者の要件

① 18歳以下の子ども

平成18年4月2日以後に生まれた者

② 妊婦

申請日において妊娠している者
申請日に妊娠している証明(母子健康手帳等)が必要

申請手続を行う者

申請手続は原則「保護者(※)」が行う
※「保護者」とは
親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者

申請手続は「妊婦本人」が行う

申請の流れ

- 1 下記インターネット特設サイトの内容をご確認のうえ、お申込みください。
(令和6年9月2日まで) <https://osaka-kodomoshien.com>
- 2 大阪府が申請内容について審査を行います。
(申請内容に不備がある場合は個別にご連絡します)
- 3 審査の結果について、あらかじめ登録していただいたメールアドレスにお知らせします。
- 4 給付決定された方へ給付物品の申込方法をお知らせしますので、案内に従ってお手続きください。(令和6年10月31日まで(※)) ※「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限も同日までです。
- 5 **【給付物品受取サイトにてAを選択の場合】**チャージコード(英数字20桁)が記載されたメールを送付します。
region PAYアプリ内にて、お米PAYおおさか(お米クーポン)にチャージし、取扱店舗にて使用していただけます。
【給付物品受取サイトにてBを選択の場合】サイトにてお選びいただいた給付物品を送付します。



本人確認書類

【給付対象者と申請手続を行う者のそれぞれの本人確認書類が必要】

本人確認書類とは、公的機関から発行された氏名、住所及び生年月日が記載された書類となります。
(例) マイナンバーカード(表のみ)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、医療保険の被保険者証、生活保護受給証明書、住民票(世帯主、続柄記載でマイナンバーが非記載のもの。給付対象者自身が世帯主の場合及び親権者でない世帯主は必須)など
※本人確認書類に加え、里親は里親等証明書、妊婦は母子健康手帳等が必要。

申請にあたっての注意事項

- ・ 申請は原則インターネットで受け付けます。
- ・ 申請は、対象者1人につき1回です。
- ・ ②の妊婦として給付決定した者が出産した子どもは、対象者ではありません。
- ・ 給付物品は原則**対象者の住所**へ送付いたします。
- ・ 給付物品の申込期限までに申込みがなかった場合は、申込みを辞退したものと取り扱います。
- ・ 給付決定後に要件を満たしていないことが判明した場合は給付決定を取り消します。

本事業に関するお問い合わせ先

大阪府子ども食費支援事業コールセンター TEL:0120-479-208

【開設時間】9:00~18:00(日祝日除く) <申請期間終了後は平日のみ> ※オンライン申請に対応できない場合は、コールセンターまでご連絡ください。

